

ID: 154

担当部署: 町民生活課

| | | | |
|--|-----------------------------|----------------|----------|
| 処分の概要 | 許可証及び指定証の再交付 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第7条 | | |
| 例規番号 | 令和3年規則第13号 | | |
| 【基準】 第7条の規定による。 (許可証及び指定証の再交付) 第7条 法第7条第1項及び第6項の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)、浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者(以下「清掃業者」という。)及び再生利用業者は、許可証又は指定証を紛失し、又はき損したときは、直ちに許可証等再交付申請書(様式第11号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。 | | | |
| 標準処理期間 | 5日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 令和5年4月1日 |